

## 国際獣疫局に関する資料

鹿児島大学 岡本嘉六

この解説文は「陸生動物衛生規約（2007）」の改正前、2005年末に書いたものであるが、歴史的経緯など参考になるものと思う。

註： BSE騒動を通して国際獣疫局（OIE）の名前が一般社会に伝えられるようになったが、国際機関としての目的と役割が正確に理解されているとは思われないことから、必要最小限の文書（2006年6月29日現在でOIEホームページに掲示されていたもの）を翻訳する。OIEは単なる獣医領域の国際機関ではなく、SPS協定と関係する国家間紛争の発生を未然に防ぐための政治・経済的役割を担う重要な機関である。そこにおいて、牛海綿状脳症はリストBに位置付けられており、「この世で一番怖い病気」と勘違いしている誤解を解かなければならない。公的な翻訳ではなく、誤訳もあり得ることをお断りしておく。SPS協定等は「基礎編」に掲載してあるので参照のこと。

### 国際獣疫局の設立に関するパリにおける国際的合意

#### (INTERNATIONAL AGREEMENT FOR THE CREATION OF AN OFFICE INTERNATIONAL DES EPIZOOTIES IN PARIS)

Done in Paris, 25 January 1924

アルゼンチン共和国、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、デンマーク、エジプト、スペイン、フィンランド、フランス、英国、ギリシャ、グアテマラ、ハンガリー、イタリア、ルクセンブルク、モロッコ、メキシコ、モナコ公国、オランダ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、シャム（タイの旧称）、スウェーデン、スイス、チェコスロバキア共和の、ならびに、チュニジアの政府は、1921年5月27日の家畜伝染病研究の国際会議において採択された決議で提案されている国際獣疫局（OIE）の創設が有益であると判断し、その提案目的について協定を結び、以下のように合意した。

#### 第1条

締約国は、OIEの創設と維持、およびその本部をパリに置くことについてについて誓約する。

#### 第2条

事務局は、当局の制約下であり、構成国の代表者から成る委員会の監督を受ける。委員会の構成と機能は、事務局の組織と権限とともに、本合意書の附属文書として付けられた組織規則に規定され、不可欠な部分である。

### 第 3 条

事務局の創設と毎年の活動に要する費用は、構成国が分担し、第 2 条の組織規則の条件に従って計算される。

### 第 4 条

各構成国の分担金は、毎年初めに、フランス共和国の外務省を通して、パリの「Caisse des Dépôts et Consignations」に支払うものとする。その資金は、必要に応じて、事務局長の要請があった時に、事務局長が利用できるものとする。

### 第 5 条

締約国は、経験に照らして、本合意書の変更が望ましいと考えられる場合に、共通の了解の下に改正する権利を保持する。

### 第 6 条

本合意書に署名していない政府は、その要請があった時点で、加盟することができる。フランス政府は、外交ルートを通して加盟について周知しなければならない。フランス政府は、その他の構成国に加盟情報を伝えなければならない。加盟は、第 3 条に規定された事務局費用分担の義務を伴うものとする。

### 第 7 条

本合意書は、以下の手順で批准されるものとする。

各国は、批准について速やかにフランス政府に通知する。フランス政府は、その他の調印国に通知しなければならない。

批准書は、フランス政府の書庫に保管して置かなければならない。

本合意書は、批准書の到着日からそれぞれの調印国について効力を発する。

### 第 8 条

本合意書は、7 年間有効とする。その後、この合意書にこれ以上拘束されないという意思表示が期間満了の 1 年前に通告されない限り、次の 7 年間においても本合意書は有効とする。

この証拠として、1 枚の書面として本合意書に署名し、正式な効力を持たせるために、捺印した。この原本は、フランス政府の書庫に保管し、正規の認証謄本は外交ルートを通して加盟国に送付しなければならない。

合意書の原本は、924 年 4 月 30 日までの間署名のために公開されるものとする。

(以下、各国の署名は省略)

## 目的 (Objectives)

**透明性：** 動物の疾病および人畜共通感染症に関する世界的状況について透明性を確保する。

**科学的情報：** 科学的な獣医療情報の収集、解析ならびに普及に努める。

**国際連携：** 動物の疾病制御に関して、専門知識を提供し、国際連携を推進する。

**衛生学的安全性 (Sanitary Safety)：** WTO、SPS 協定の指令の範囲内で、動物と動物性製品の国際貿易のための健康基準を公表することによって、国際貿易を保護する。

**獣医局 (Veterinary Services) の振興：** 各国における獣医局の法的枠組みと人的資源を改善する。

**家畜生産における食品の安全性と動物福祉に関する新たな指示：** 科学に基づいた取組みによって、動物性食品の安全性に関するより良い保証を提供し、動物福祉を推進する。

## 国際獣疫局とは？ (What is the OIE?)

**本部：** 12, rue de Prony 75017 Paris, France

**社会的地位：** OIE は、1924 年 1 月 25 日に 28 カ国の署名による国際的合意によって設置された政府間の組織である。2004 年 5 月には、OIE は 167 カ国が加盟している。

**任務：** 動物の病気に関する世界的状況について透明性を確保する。

加盟各国は、その領土で発見された動物の病気について報告することを誓約する。OIE は、必要な防疫措置を講じるために、その情報をその他の国々に通知する。その情報には、ヒトに感染する病気を含み、病原体の国際的広がりを含む。情報は、病気の重篤度に応じて、即刻または定期的に提供される。この目的は、自然発生および故意の事件の両者を含む疾病発生に適用される。広報は、OIE の Web サイト、e-mail と次の定期刊行物によって行なわれる：毎週発行される「Disease Information」、年 1 回の「World Animal Health」。

**科学的情報の収集、解析ならびに普及に努める。**

OIE は、動物疾病の制御に関する最新の科学的情報を集めて解析する。その情報は、それらの疾病の制御と防除に用いる方法を改善する手助けとして、加盟国が利用できるようにする。種々の手引書が、世界に張り巡らされた 156 箇所の OIE 共同研究センターと基準研究所 (Reference Laboratories) の連絡網によって作成されている。

科学的情報は、OIE が出版する種々の著書と定期刊行物、とくに「Scientific and Technical Review (年 3 回発行)」を通して広報されている。

**動物の疾病制御に関して、専門知識を提供し、国際連携を推進する。**

OIE は、ヒトに伝播する感染症を含めて、動物の疾病制御と防除の活動に関して加盟国から要請された技術的支援を行なう。とくに、家畜の損耗を招き、公衆衛生上のリスクをもたらし、その他の加盟国の脅威となる家畜疾病の制御を手助けするため、OIE は最貧国に専門知識を提供する。

OIE は、動物の疾病と人畜共通感染症の制御に係る多くのそして高度の投資を行なうように、国際的・地域ならびに各国の金融機関と永続的な関係を取り結ぶ。

**WTO、SPS 協定の指令の範囲内で、動物と動物性製品の国際貿易のための健康基準を公表することによって、国際貿易を保護する。**

OIE は、加盟国が不当な衛生上の障壁を設定することなく疾病と病原体の侵入から自らを護るために活用できる規則と関係する規範的文書を作成する。OIE が作成した主な規範的文書は、「陸生動物衛生規範 (Terrestrial Animal Health Code)」、「陸生動物に対する診断学的検査とワクチンに関する手引書 (Manual of Diagnostic Tests and Vaccines for Terrestrial Animals)」および「水生動物の診断学的検査に関する手引書 (Manual of Diagnostic Tests for Aquatic Animals)」である。

OIE 基準は、基準国際的衛生規則 (reference international sanitary rules) として世界貿易機関 (WTO) によって認知されている。それらは、国際的に著名な科学者を網羅した「専門員会」と「作業班」によって作成され、彼らの大半は、156 箇所の OIE 共同研究センターと基準研究所の連絡網に属する専門家であり、OIE の科学的目的について貢献してきた。これらの基準は、国際委員会に採用されてきた。

**法的枠組みおよび各国獣医局の人的資源を改善する。**

発展途上国と移行国の獣医局と研究所は、それらの国々が WTO の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS 協定)」によってもっと多くの特典を得ることを可能とするため、同時に、動物の健康とヒトの健康に係るより多くの保護を提供し、疾病をなくすことによりその他の国々の脅威を軽減するために必要な社会的基盤、人的資源および知的能力を提供する上で緊急支援を必要としている。

OIE は、世界的公益 (Global Public Good) として獣医局を看做し、公共投資優先順位として国際基準 (社会的基盤、組織、人的資源、知的能力および専門職補佐員の役割) に協力を仕向ける。

**組織：** 事務局は、各国当局ならびに、加盟国政府によって指名された代表者からなる国際委員会の監視下に置かれる。

OIE の日常業務は、国際委員会によって選ばれた事務局長の下にパリに置かれている中央事務局によって運営されている。中央事務局は、国際委員会を通過した決定を実行し、選出された次の委員の支援を得て展開する。

- 総務委員
- 地域委員 (5)
- 特別技術委員 (4)

OIE の財源は、加盟国の任意拠出金によって支援される定期的な毎年の寄付で賄われている。

**国際的な関係：** OIE は、20 以上の他の国際的組織と恒常的關係を維持している。事務局は、5 大陸の全てにおける地域調整者を任命している。

**歴史：** ヨーロッパへの牛疫の侵入、とくに、1920 年にベルギーで起きた流行が、1924 年の OIE 設立へと繋がった。

## **OIE 国際衛生基準 (OIE International Health Standards)**

(最終更新: 2003 年 8 月 26 日)

WTO と共に 1995 年 1 月に施行された「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS 協定)」の適用に関する WTO 合意は、国際貿易における不当な衛生障壁の悪影響を最小限にすることを目的としている。その合意は、ヒトと動物の生命と健康の保護を確保するための家畜衛生対策に係る可能な限り広範囲の調和を達成する見地から、それらの対策が国際的な基準・手引き・勧告に基づくことを加盟国に求めている。家畜衛生と人畜共通感染症について、SPS 協定は「OIE の後援の下で作成された基準・手引き・勧告」を参照するとしている。

OIE の「陸生動物衛生基準 (Terrestrial Animal Health Code)」と「水生動物衛生基準 (Aquatic Animal Health Code)」は、動物、動物由来製品ならびに動物性食品の取引を通して輸入国への動物とヒトに対する感染因子および病原体が侵入を阻止することを目的とした基準・手引き・勧告を含む。それらは、動物、動物由来製品ならびに動物性食品の輸入に適用される衛生規則を制定する際に、OIE 加盟国が採用する衛生対策に関する詳細な勧告を通して達成される。

「陸生動物に係る診断学的検査とワクチンの手引書」と「水生動物に係る診断学的検査の手引書」、および各基準の姉妹編は、動物と動物性食品の取引と関連した衛生証明の要件が満たすべき OIE リストの疾病ならびに国際貿易上重要なその他の疾病についての診断に関する標準方法を提供している。それらの目的は、国際的に合意された疾病診断方法ならびに生物学的製剤（主としてワクチン）の製造と管理の要件を記載することによって、動物疾病の予防、監視および制御に係る重要な要素を調和させることにある。それらの手引書は、国際貿易条項 (the Codes' trade provisions) を補足する国際的に合意された基本的な科学のおよび技術的情報財産である。

OIE 規定 (OIE Codes) と手引書における新たな基準と既存の基準の改定の策定は、OIE 専門員会 (陸生動物基準に係る陸生動物衛生基準委員会、陸生動物手引書に係る生物学的基準委員会、ならびに水生動物の基準と手引書に係る水生動物衛生基準委員会) に課せられた役割である。それらの専門員会は、OIE 国際委員会が選出し、全ての OIE 分野か

ら集められた獣医学と法律問題に経験のある委員によって構成されている。彼らは、基準の策定と改定の詳細な作業計画と取組むために年に2、3回会議を開く。新規または改訂された基準は、加盟国、地域委員会、国際委員会、あるいは、OIE が協働している国際組織（たとえば FAO や WHO）からの要請によるものである。その委員会は、特定の感染因子や疾病に関する最新の科学情報を検討するために、あるいは、あらゆる基準に変更が必要かどうかを決定するために招集された OIE 専門家班 (Ad hoc Groups) の作業を活用する。

専門員会が起草した基準は、先ず加盟国に回章され、次いで国際委員会において審議される。専門員会は、受取った意見を考慮してその草案を修正し、通常は、修正草案は次の国際委員会において採択に付される。公式に採択されると、その基準は加盟国によって実施されることになる。OIE 規定と手引書に公表された基準は、正式な協議を通して作成・修正された事実経過に基づいており、OIE 加盟国から選出された専門家による合意の結果である。

## OIE に届出が必要な旧来の疾病分類

(Old Classification of Diseases Notifiable to the OIE)

### リスト A

国境とかかわりなく急速に広がる可能性がある極めて重篤な伝染病であり、深刻な社会経済上あるいは公衆衛生上の影響を及ぼす伝染病であり、動物と動物性食品の国際取引において主要課題となる伝染病である。

● 口蹄疫	● 水胞性口炎
● 豚水胞病	● 牛疫
● 小反芻動物病	● 牛肺疫
● ランピースキン病	● リフトバレー熱
● ブルータング	● 羊痘および山羊痘
● アフリカ馬疫	● アフリカ豚コレラ
● 豚コレラ	● 高病原性鳥インフルエンザ
● ニューカッスル病	

### リスト B

国内において社会経済上あるいは公衆衛生上重要と看做される伝染病であり、動物と動物性食品の国際取引において重要な伝染病である。

多種の動物が罹る病気	牛の病気
● 炭疽	● アナプラズマ病
● オーエスキー病	● バベシア病

● エキノコックス症／包虫症	● ブルセラ病
● 心水病	● 囊虫症
● レプトスピラ症	● 牛カンピロバクター症
● 新世界スクリーウォーム病 ( <i>Cochliomyia hominivorax</i> )	● 牛海綿状脳症
● 旧世界スクリーウォーム病 ( <i>Chrysomya bezziana</i> )	● 結核病
● 仮性結核	● デルマトフィルス症
● Q 熱	● 牛白血病
● 狂犬病	● 出血性敗血症
● 旋毛虫症	● 牛伝染性鼻気管炎／膿疱性外陰膣炎
	● 悪性カタル熱
	● タイレリア症
	● トリコモナス病
	● トリパノソーマ病（ツェツェバエ媒介性）
<b>羊と山羊の病気</b>	<b>馬の病気</b>
(省略)	(省略)
<b>豚の病気</b>	<b>家禽の病気</b>
(省略)	(省略)
<b>兎の病気</b>	<b>蜜蜂の病気</b>
(省略)	(省略)
<b>魚類の病気</b>	<b>軟体動物の病気</b>
(省略)	(省略)
<b>甲殻類の病気</b>	<b>その他のリスト B の病気</b>
(省略)	(省略)

## 家畜生産と食品の安全性

### (Animal Production Food Safety)

食品の安全性に関する世界的な消費者の要求を満たすために、OIE はその他の関係機関とともに、家畜に起因する危害によるヒトの健康への食品媒介性リスクを減らすために努力している。これに関連して、危害を、家畜への病原性の有無にかかわらずヒトの健康に悪影響を及ぼす危険性のある生物学的、化学的あるいは物理的因子と定義している。2001

～2005年の第3次 OIE 長期計画は、「OIE は公衆衛生と消費者保護の分野でもっと積極的でなければならない」と勧告し、世界における「生産から消費まで」の一連の食品安全を向上する目的で、それには「家畜が罹患するかどうかにかかわらず、人畜共通感染症と食品を介してヒトに感染する病気」を含めなければならないと言及している。2002年に、OIE 事務局長は、OIE の食品安全活動を調整するために恒常的な「家畜生産と食品の安全性に関する作業部会」を設置した。その作業部会は、FAO、WHO および国際食品規格委員会（Codex 委員会）の専門家を含み、広範囲の地理的基礎を反映している。最近採用された第4次 OIE 長期計画は、この作業部会が「家畜に起因する危害によるヒトの健康への食品媒介性リスクを減らすために、他の関係機関、とくに Codex 委員会とともに作業を続ける」という指令を継続した。

事務局長は、家畜生産と食品の安全性に係る分野における OIE の活動に関し、この作業部会が関係する OIE 専門委員会とともに適切な助言ができると期待している。

この作業部会は、農場段階で適用可能な食品安全の方策を主な焦点とし、と殺前の問題、ならびに、動物性食品に変わる前を含む家畜生産と食品の安全性に係る基準を作成する詳細な作業計画を作成した。作業部会は、WHO、FAO、ならびにそれらの補助機関、とりわけ Codex 委員会との共同作業によってのみ OIE の目標を達成できると認識している。このことは、相互に矛盾する基準を避けるため、既存の基準に存在するかもしれない隙間を処理するため、ならびに、利用可能な専門的技術を最も効果的に活用するために、必須である。この目的を達するために、OIE はそれらの国際機関および関係する専門家集団と公式、非公式な関係を既に強化してきている。作業部会は、優先事項として、隙間と重複を特定するため OIE と Codex の基準についての共同の再吟味、ならびに、共通および関連した基準のためおよび相互承認のための手順の作成の必要性を取上げた。

OIE の種々の作業部会（家畜生産と食品の安全性に関する作業部会を含む）の構成は、代表権ではなく専門的技術を基本としており、委員は OIE 国際委員会の承認を必要としている。全ての場合において、OIE は幅広い経験の基礎を保持するように努めており、専門家は、特定の国や組織の見解を表明するのではなく、審議において本当の専門家として客観的に貢献することが求められている。

このページの左側には、作業部会の委員名簿、最近の報告、会議報告、ならびに、国際基準の最新版が掲示してある。この作業部会が作成した2つの文書、「生体時および解体後の食肉検査を通じた公衆衛生と家畜衛生上の危害の制御」と「フードチェーンを通じた食品の安全性に係る Codex 委員会と OIE の協力」も掲示してある。

この作業部会の次の会議は 2006 年 11 月に開催予定である。

### 完了した作業

この作業部会の貢献による成果として、最近改正された「陸生動物衛生基準 (Terrestrial Animal Health Code)」の牛結核の章および抗菌剤耐性に関する2つの付属



文書は、家畜生産と食品の安全性の側面を解決するための努力を裏付けるものである。

最近、作業部会は「生体時の家畜の特定と遡及可能性に関する専門家班」の作業と共同している。この専門家班は、2005年と2006年に会合し、鍵となる定義について合意し、適正な家畜の特定と遡及可能性のための原則を列挙することによって、その作業を開始した。いくつかの定義とそれらの原則を示した「陸生動物衛生基準」の章の草案は、OIE加盟国によって2006年5月に採用された（「陸生動物衛生基準」の2006年改訂版は近々利用可能となる）。

この作業部会は、「フードチェーンを通じた食品の安全性に係る Codex 委員会と OIE の協力」の文書を作成しており、このページの左側に掲示してある。この文書は、法的規制の観点から「生産から消費まで」の連続性と取組む手引きを提供し、食品の安全性に係る獣医療の役割と機能に関する次の文書について枠組みを示した。

「生体時および解体後の食肉検査を通じた公衆衛生と家畜衛生上の危害の制御」の文書を通して作業部会が提起した枠組みに従い、また、と畜場における家畜の法的検査が家畜と公衆衛生上重要なある種の疾病についての監視に貴重な貢献をしていることを認知し、「陸生動物衛生基準」の新たな付属文書が OIE 加盟国によって 2006 年 5 月に採用された：「生体時および解体後の食肉検査を通じた公衆衛生と家畜衛生上の危害の制御のための手引書」（「陸生動物衛生基準」の 2006 年改訂版は近々利用可能となる）。

### 進行中の作業

2006年5月に、国際委員会は、作業部会の2006/2007年の作業計画が家畜生産と食品の安全性に関するOIE活動の指針となるべきであると勧告した。この作業計画には以下の事項が含まれている。

- a) 水平的問題点（家畜の特定と遡及可能性、認証、抗菌剤耐性、人畜共通感染症のリスク管理の代替的取組み、適正農業基準—化学的有害の低減—、家畜飼養の手引き）
- b) 特定疾病の教材（ブルセラ病、サルモネラ症）
- c) OIE と Codex の関係強化
- d) **新たな教材の作成（食品の安全性に関する獣医療の役割と機能）**

オブザーバー組織として、OIE は Codex 委員会の作業に貢献してきた：食品の輸入と輸出検査と認証の Codex 委員会（とりわけ、遡及可能性と認証の問題点への対処）、乳および乳製品の Codex 委員会、ならびに、動物薬の食品中残留の Codex 委員会。OIE と Codex のそれぞれの基準における隙間と重複を避けるために、作業部会は OIE と Codex の文書を相互参照する作業を進めている。

<訳注：本文中に書いたが、安全性を巡る騒動はどここの国においても行政の谷間に発しており、米国では大統領直轄の「食品安全評議会」を設置して解決に当たってきた。国際機関においても、各組織が所轄する「基準における隙間と重複」が取上げられている。

日本だけが、省庁の壁を越えられないでいると、国際的にも取り残されることになるだろう（民間業界は既に見放している！？）>